

なごやの 外来種

～生物多様性の危機～

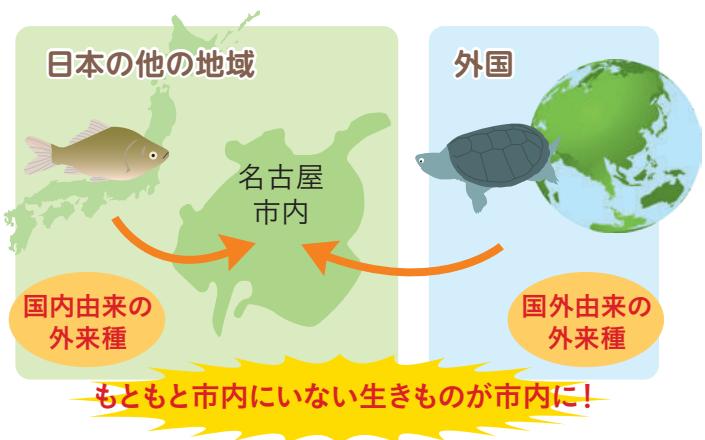


なごや生物多様性センター

外来種とは？

外来種(外来生物)とは、その地域に生育・生息していなかったのに、人間によって持ち込まれた生きものを指します。これに対し、その地域にもともといる生きものを在来種といいます。

外来種を持ち込むことを導入といい、国外から導入されるともあれば(国外由来の外来種)、国内の別の地域から導入されることもあります(国内由来の外来種)。



なぜ問題になるの？

外来種には、衣食住にわたって私たちの生活に欠かせないものがたくさんあります。一方で、捨てられたり逃げ出したりした結果、野外での繁殖に成功すると(定着)、在来の生態系や人間生活に悪影響を及ぼすようになるものもいます。これを侵略的外来種といいます。

人間生活への悪影響



人体への攻撃

人をかんだり、毒をもっていたりする。



農林水産物への被害

農林水産物を食べたり、田畠を荒らしたりする。



生活環境への被害

家屋に侵入したり、飼育しているペットを傷つけたり、その餌を食べたりする。



文化への影響

地域の文化的価値観の基盤となっている地域固有の自然が失われる。

生態系への悪影響



捕食・攻撃

在来種を食べたり、攻撃したりする。



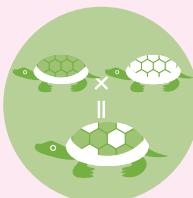
競合

住む・育つ場所や餌を奪う。



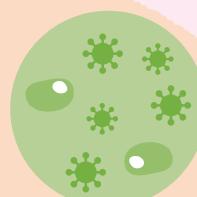
生息基盤の改変

生態系の基盤となっている植生などを変化させる。



遺伝的攪乱

遺伝的に近い在来種と交雑して雑種をつくる。

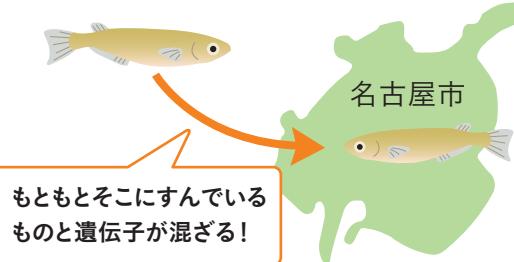


感染症の媒介

病原体を持ち込んだり、運んだりする。

在来種の移動が引き起こす 遺伝的攪乱

遺伝的攪乱を引き起こすのは、外来種だけではありません。在来種であっても、他の地域から持ち込まれたものと交雑すると、その地域に特有の遺伝子や性質が失われていくことがあります。これも遺伝的攪乱の一種です。



どのように入ってきたの?

明確な目的をもって持ち込んだ場合(意図的導入)と、気づかないまま持ち込んでしまった場合(非意図的導入)があります。

意図的導入

ペット・観賞・園芸

元来はペットや鑑賞、園芸用に飼育・栽培されていたもの。飼い切れず逃がしたり、管理が不十分なために逸出。



娯楽の釣り・狩り

釣りや狩りなどの対象とするためわざと逃がしたもの。



食料、皮革などの採取

元来は、食料や皮革の採取などのために飼育・栽培されていたもの。管理が不十分なために逸出。



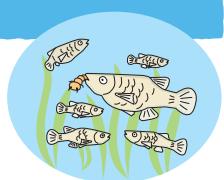
農業での利用

元来は農作物の花粉を運ばせるなど農業振興のために持ち込まれたもの。管理が不十分なために逸出。



生物防除

元来は有害な動植物の天敵とするために持ち込まれたもの。本来の意図から離れて、在来種に影響を及ぼすことがある。



非意図的導入

貿易船

船舶を安定させるバラスト水の中や船舶の表面にいることがある。



貿易品・旅行者

木材、土砂、コンテナにまぎれこんでいたり、旅行者の荷物や衣服についていたりすることがある。



漁業・保全での放流

漁業や保全を目的とした放流に意図しない種が混入することがある。



どのような規制があるの?

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)では、国外から持ち込まれた外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあるものの中から、特定外来生物を指定しています。

特定外来生物には右のような規制があり、違反すると、懲役3年以下または罰金300万円以下(個人)もしくは罰金1億円以下(法人)が科せられます。

また愛知県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、地域の生態系に著しい悪影響を及ぼすおそれのある外来種を公表し(条例公表種)、みだりに放つ、植える、種子をまくことを禁止しています。

外来生物法で

特定外来生物に指定されると、次のことが原則禁止されます。

飼育・栽培・保管・運搬

輸入・譲渡・販売

野外へ放つ、植える、
種子をまく

詳しい規制内容は
こちらをご覧ください
(環境省 日本の外来種対策)



アカミミガメ・アメリカザリガニに関する規制

外来生物法による規制の一部を適用除外とする「条件付特定外来生物」として、許可手続きなく家庭でペットとして飼育できます。但し、野外へ放すことなどは違法となるため、責任をもって飼い続けられるか事前によく検討しましょう。

防除活動を進めています



外来種を取り除いたり、その被害の予防や軽減を行ったりすることを**外来種防除**といいます。

名古屋市では、市民・専門家・行政(市)が協働して、なごや生物多様性保全活動協議会を設立し、地域の自然環境の調査・保全活動を行うとともに、外来種の防除にも取り組んでいます。

アライグマ

丘陵地の緑地を中心に、市街地にも侵出しています。貴重な在来生物を食べている可能性があるほか、天井裏への侵入など生活環境被害も発生しています。

協議会は緑地で箱罠による捕獲を行っています。また、名古屋市も地域住民と協力し、市街地での捕獲を行っています。



夜間に湿地を徘徊する。



(提供:柴田 美子)
絶滅危惧種オワリサンショウウオを食べている可能性がある。

スイレン園芸品種

池の水面を覆いつくすほどとなり、ガガブタなどの在来植物の生育場所を奪います。一部が池底に堆積し、環境を悪化させます。

協議会では、根茎の堀り上げによる除去を行っています。



水面を覆ってしまう。



根茎から生育するため残さないよう掘り取る。

オオキンケイギク

元来観賞用で導入されたものですが、繁殖力が強く、生育地を拡大したり、光を遮ったりすることで在来植物の生育を妨げます。根が残ると再生するため、駆除の際は根こそぎ抜く必要があります。

協議会では、河川敷での継続的な抜き取りを試み、抜き取りの効果を確かめています。



河川敷に拡がっていることもある。



根堀り用のカマを使用して根ごと抜き取る。

ミシシッピアカミミガメ

在来動物であるニホンイシガメと生息場所などをめぐって競合します。また、水草を食べ、水中環境にも悪影響を及ぼします。

協議会では、市民と協働で開発した浮島型罠などを使って、ため池や河川で捕獲を行っています。



在来種ニホンイシガメ(写真内下)から日光浴の場所を奪うこともある。



市民協働で開発した浮島型罠で捕獲効率を上げることができた。

外来魚などの水棲生物

市内には多くのため池が残っています。池干しを行ったときに捕獲された在来種は池干し後に元に戻しますが、外来種のオオクチバス、ブルーギルなどはそのまま取り除いています。



池干しでは、たいていの場合、外来種が見つかる。

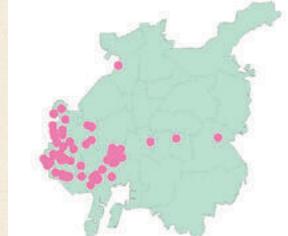
外来カミキリ

近年、クビアカツヤカミキリやツヤハダゴマダラカミキリといった外来カミキリによる樹木被害が増加しています。

名古屋市では、普及啓発を通して市民の皆さんへ注意喚起と情報提供を呼びかけるとともに、樹木管理者と協力して防除を行っています。



クビアカツヤカミキリの幼虫に幹の内部を食害されたサクラ。



情報提供に基づく被害地マップの作成(クビアカツヤカミキリの例)。

外来種防除 Q & A

外来種が増えて種類が増えることは、よいことではないのか？

地球上には地域ごとに固有の生きものがいます。外来種が持ち込まれると、在来種が餌や生息場所を奪われたり、絶滅させられたりするおそれがあります。全体でみると生きものが均質化し、結果的に多様性が失われることになります。

飼っている生きものは、 野外に逃がしてあげたほうが幸せなのではないか？

もともとその地域に生息する生きものではないため、うまく餌をとれずに死んでしまうかもしれません。一方で、生き残った場合には、在来種の食物や生息場所を奪ったり、近縁の在来種と交雑したりするなど、地域の生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。いずれにしても、責任を持って最後まで飼うことが大切です。

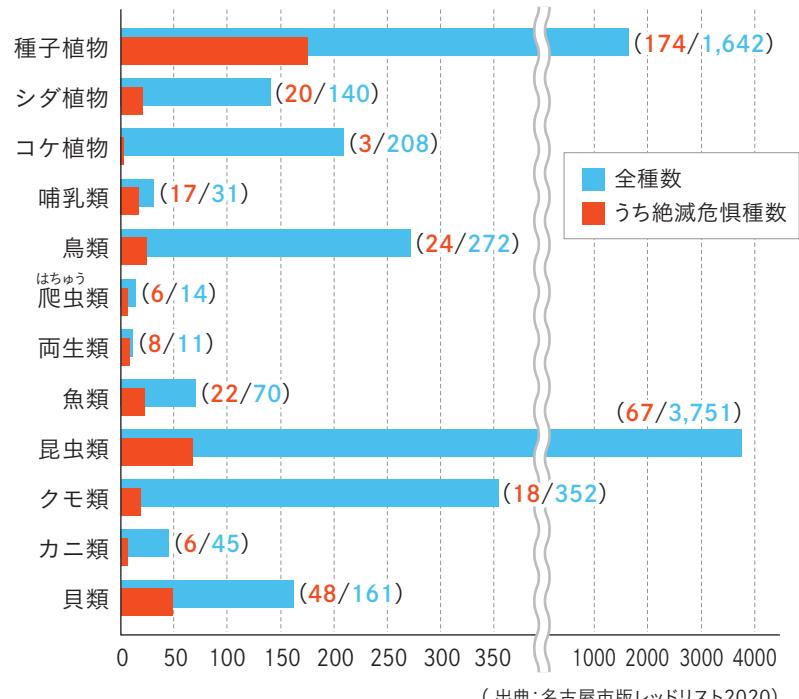
外来種は、悪者か？

私たち人間の生活や社会は、外来種から被害を受ける以上に恩恵を受けています。スーパーマーケットの野菜や花屋の花、ペットの動物にも、外来種が多くいます。一方で、野外に放たれたアライグマやオオキンケイギクのように、侵略性を持ち、地域の生態系などに被害を及ぼすおそれのある生きものも存在しますが、決して彼らが悪意を持ってやってきたわけではありません。最初に持ち込んだのも、それが地域の自然の中に拡がってしまう原因をつくったのも、私たち人間です。外来種問題は、外来種を悪者扱いするのではなく、人間自身がもたらした問題であるという観点で取り組むことが重要です。

名古屋市の 生物多様性とその危機

名古屋市内では、植物(3分類群)が1,990種、動物(9分類群)が4,707種、併せて6,697種について、現在または過去の生育・生息が確認されています。そのうち、市内から絶滅するおそれのある野生生物(絶滅危惧種)は、植物が197種、動物が216種、併せて413種いるという結果が出ています。

これらの生きものの減少要因としては、緑地や農地の開発、水面の埋め立てが主要なものですが、それと並んで、外来種の影響も要因のひとつに位置づけられています。



なごやの外来種 (一部)

なごやにもこんな外来種がいます。その一部をご紹介します。

よく知られたものもありますが、ふだん外来種とは認識されていないものもあります。このなかには、すでに定着していると考えられるものから、1度しか確認されていないものまで、さまざまです。いずれも今後の出現や拡がりに注意しなければなりません。

特 特定外来生物(外来生物法に基づき指定された生きもの)

特(条件付) 条件付特定外来生物(外来生物法に基づき指定された生きもの)

県 県条例公表種(愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき公表された生きもの)

*動物

哺乳類

齧歯目 ヌートリア科
ヌートリア

特



(提供:酒井 正二郎)

哺乳類

食肉目 イタチ科
シベリアイタチ
(チョウセンイタチ)



哺乳類

食肉目 アライグマ科
アライグマ

特



哺乳類

食肉目 ジャコウネコ科
ハクビシン

県



哺乳類

ハリネズミ目 ハリネズミ科
アムールハリネズミ

特



鳥類

スズメ目 チメドリ科
ソウシショウ

特



(提供:長尾 吉高)

爬虫類

カメ目 イシガメ科
ハナガメ

特



爬虫類

カメ目 カミツキガメ科
カミツキガメ

特



爬虫類

カメ目 カミツキガメ科
ワニガメ

県



爬虫類

カメ目 ヌマガメ科
**ミシシッピ
アカミミガメ**

特(条件付)



爬虫類

カメ目 ヌマガメ科
リバークーター



両生類

無尾目 アカガエル科
ウシガエル

特



(提供:鳥居 亮一)

魚類

ガードル目 ガードル科
アリゲーターガー

特



(提供:酒井 正二郎)

魚類

ガードル目 ガードル科
スポットテッドガードル

特



(提供:酒井 正二郎)

魚類

カダヤシ目 カダヤシ科
カダヤシ

特



(提供:鳥居 亮一)

魚類

コイ目 コイ科
コイ飼育型



魚類

コイ目 コイ科
ソウギョ



(提供:鳥居 亮一)

魚類

コイ目 コイ科
タイリクバラタナゴ



(提供:鳥居 亮一)

魚類

スズキ目 サンフィッシュ科
ブルーギル

特



(提供:鳥居 亮一)

魚類

スズキ目 サンフィッシュ科
オオクチバス
(ブラックバスの一種)

特



(提供:鳥居 亮一)

魚類

スズキ目 タイワンドジョウ科
カムルチー
(ライギョ)

特



(提供:鳥居 亮一)

昆虫類

カマキリ目 カマキリ科
**ムネアカ
ハラビロカマキリ**



(提供:大谷 剛生)

昆虫類

コウチュウ目 カミキリムシ科
**クビアカ
ツヤカミキリ**

特



(提供:大谷 剛生)

昆虫類

コウチュウ目 カミキリムシ科
**ツヤハダゴマダラ
カミキリ**

特



(提供:大谷 剛生)

昆虫類

コウチュウ目 カミキリムシ科
**アカボシゴマダラ
名義タイプ亜種
(大陸亜種)**



(提供:間野 隆裕)

昆虫類

コウチュウ目 タヘハチョウ科
**アカボシゴマダラ
名義タイプ亜種
(大陸亜種)**



(提供:間野 隆裕)

昆虫類

コウチュウ目 シジミチョウ科
**ムシャクロ
ツバメシジミ**



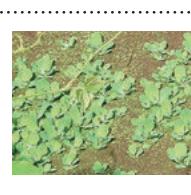
(提供:間野 隆裕)

昆虫類

ハチ目 アリ科
**アカヒアリ
(ヒアリ)**



(提供:環境省)

<p>昆虫類 ハチ目 アリ科 アカカミアリ</p> <p>特</p>		<p>(提供:環境省)</p>
<p>昆虫類 ハチ目 ミツバチ科 タイワンタケクマバチ</p> <p>県</p>		<p>(提供:間野 隆裕)</p>
<p>甲殻類 エビ目 アメリカザリガニ科 アメリカザリガニ</p> <p>特(条件付)</p>		
<p>甲殻類 エビ目 ウタリガニ科 チチュウカイ ミドリガニ</p> <p>県</p>		
<p>クモ類 クモ目 ヒメグモ科 ハイイロゴケグモ</p> <p>特</p>		<p>(提供:環境省)</p>
<p>クモ類 クモ目 ヒメグモ科 セアカゴケグモ</p> <p>特</p>		<p>(提供:環境省)</p>
<p>貝類 盤足目 リンゴガイ科 スクミリンゴガイ (シャンボタニシ)</p> <p>県</p>		<p>(提供:鳥居 亮一)</p>
<p>貝類 基眼目 サカマキガイ科 サカマキガイ</p>		<p>(提供:鳥居 亮一)</p>
<p>貝類 柄眼目 アフリカマイマイ科 アフリカマイマイ</p>		<p>(提供:川瀬 基弘)</p>
<p>貝類 イガイ目 イガイ科 ムラサキイガイ (ムール貝の一種)</p>		<p>(提供:鳥居 亮一)</p>
<p>コケムシ類 えんこう 掩喉目 ベクチナテラ科 オオマリコケムシ</p>		<p>(提供:環境省)</p>
<p>*植物</p> <p>離弁花類 ヒユ科 ツルノゲイトウ</p>		
<p>離弁花類 スイレン科 ハゴロモモ</p> <p>県</p>		
<p>離弁花類 スイレン科 スイレン園芸品種</p> <p>県</p>		
<p>離弁花類 マタタビ科 シナサルナシ 栽培品種 (キウフルーツ)</p> <p>県</p>		
<p>離弁花類 モウセンゴケ科 ナガエモウセンゴケ</p> <p>特</p>		<p>(提供:小菅 崇之)</p>
<p>離弁花類 アブラナ科 セイヨウアブラナ</p>		
<p>離弁花類 マメ科 イタチハギ</p>		
<p>離弁花類 ウリ科 アレチウリ</p> <p>特</p>		
<p>離弁花類 アカバナ科 アメリカ ミズキンバイ</p>		
<p>離弁花類 アリノトウグサ科 オオフサモ (パロットフェザー)</p> <p>特</p>		
<p>合弁花類 ゴマノハグサ科 オオカワヂシャ</p> <p>特</p>		
<p>合弁花類 ゴマノハグサ科 オオイヌノフグリ</p>		
<p>合弁花類 タヌキモ科 エフクレタヌキモ</p> <p>特</p>		<p>(提供:野田 智祥)</p>
<p>合弁花類 キク科 アメリカオニアザミ</p>		
<p>合弁花類 キク科 オオキンケイギク</p> <p>特</p>		
<p>合弁花類 キク科 ヒメジョオン</p>		
<p>合弁花類 キク科 セイタカ アワダチソウ</p>		
<p>合弁花類 キク科 メリケントキンソウ</p>		
<p>単子葉類 トチカガミ科 オオカナダモ (アナカリス)</p>		
<p>単子葉類 アヤメ科 キショウブ</p> <p>県</p>		
<p>単子葉類 ツユクサ科 ノハカタカラクサ</p> <p>県</p>		
<p>単子葉類 サトイモ科 ボタンウキクサ (ウォーターレタス)</p> <p>特</p>		

(写真提供者敬称略)

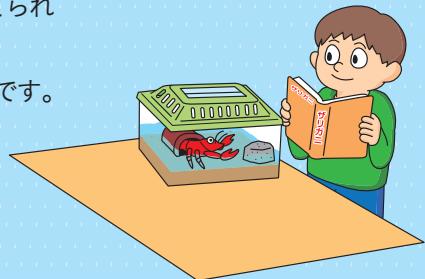
わたしたちにできること

ペットを飼うときには……

現在、多種多様なペットが飼われていますが、多くが外来種であり、野外に捨てられたり逃げ出したりして問題になっています。

飼う前には、最後まで飼育するため、その生きものについてよく調べることが大切です。

- どれくらい大きくなるのか
- どれくらい長く生きるのか
- どんな性格なのか(例 腹病、どう猛)など



他の地域(特に外国)を旅行したときには……

荷物、土産物、服や靴、それに付着した土などの中に、昆虫のような小動物や植物の種子などがまぎれている可能性があります。意図せず持ち込まないよう注意する必要があります。

自分の所有・管理する敷地に外来種が……！

意図せず外来種が侵入するのは、敷地所有・管理者のせいではありません。しかし、そのまま放置すると、周辺の生態系に、大きな被害を及ぼすおそれがあります。敷地を適切に管理するという視点で、防除に努めることが重要です。

外来種被害予防三原則

～外来種による被害を予防するために～

1 入れない

外来種を本来分布しない地域へ入れない。

2 捨てない

飼育・栽培している外来種を野外に捨てない。

3 拡げない

既に野外にいる外来種をさらに他の地域に拡げない。

もっと詳しく! 

環境省「日本の外来種対策」 <https://www.env.go.jp/nature/intro/>

愛知県「STOP! あいちの外来種」 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/gairai-top.html>



情報収集にご協力を!

名古屋市内で、外来種(特に特定外来生物)を見つけたら、なごや生物多様性センターまで情報をお寄せください。下記ウェブサイト内「なごや生きものマップ」からも投稿いただけます!

発行:名古屋市環境局なごや生物多様性センター

住所:〒468-0066 名古屋市天白区元八事五丁目230番地

電話:052-831-8104 Fax:052-839-1695

E-mail: bdnagoya@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

なごや生きもののライブラリー

<https://ikimono.city.nagoya.jp/>



作成協力:環境省中部地方環境事務所、愛知県環境局自然環境課